

令和8年度 申請の手引き

1 受給の要件

給付を受けることができるためには、次の3つの要件全てが必要です。

- ① 自死遺児（自死により親を失った児童生徒）であること
 - ② 大分県内に居住する児童生徒であること
 - ③ 大分県内に所在する小・中学校、盲・聾・支援学校に在学していること
- ※ 親の再婚や養子縁組により、新たに両親を得た児童生徒は支給対象となりません。

2 給付内容

- ① 新規遺児激励金
- ② 入学祝金
- ③ 中学卒業祝金
- ④ 修学旅行助成金
- ⑤ クリスマスプレゼント
- ⑥ 家族ふれあい旅行助成金
- ⑦ 文化鑑賞・スポーツ観戦助成金

3 申請者

自死遺児の保護者（親権者、未成年後見人、里親、児童福祉施設の長など児童生徒を現に監護する者）。

4 申請の流れ等

まずは、下記大分県青少年育成県民会議事務局にお問い合わせください。
事務局から、以下の手続き方法について説明をさせていただきます。

- ① 自死遺児救済援護事業受給申請書（様式1）の提出
保護者より直接、大分県青少年育成県民会議事務局までご送付願います。
※ 遺児の戸籍謄本のほか申請者が親権者（父母）以外の場合は、養育を証明できる書類（民生委員の発行する養育証明等）を添付願います。
※ 戸籍の電子化以前に遺児となられた方は、電子化以前の戸籍謄本を請求の上ご提出下さい。
- ② 自死遺児救済援護事業支給決定書の交付（申請書の提出後）
提出された申請書を審査した後、その結果をお知らせします。
- ③ 更新手続き
受給申請の手続きは年度ごとに毎年必要です。なお、2年目以降は申請者あてに受給申請書の様式を送付して、手続きを行うようお知らせします。
- ④ 異動届
受給者が死亡した場合や、保護者・受給者の氏名、住所その他の重要な事項に変更があったときは、保護者はすみやかに自死遺児救済援護事業受給者異動届（様式3）を提出してください。
- ⑤ 承諾書の提出
新規の申請については、審査に際して、大分県警察本部等に故人の自死に関する事実確認をすることをご了承ください。承諾書の提出をお願いします。

【問合せ・提出先】

〒870-8501 大分市大手町 3-1-1
大分県生活環境部 生活環境企画課内
大分県青少年育成県民会議事務局（担当：廣岡）
Tel：097-506-3075 Fax：097-506-1745
E-mail：hiroka-yuji@pref.oita.lg.jp